

地方消費税

2 県税のあらまし

この税金は、国の税金である消費税と同様に、資産の譲渡（商品を販売する取引等）や役務の提供（サービス取引等）などの国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、事業者の販売する物品やサービスの価格に上乗せされて、最終的には消費者に負担を求める税金です。



納める人

〈譲渡割〉（国内取引に係る地方消費税）
製造、卸、小売等の各段階の事業者（個人、法人）

〈貨物割〉（輸入取引に係る地方消費税）
外国貨物を保税地域から引き取る者

※ 保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。



納める額

地方消費税は消費税と併せて、国に納めることになっています。

令和元年10月1日からの税率引上げにあわせて「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の軽減税率制度が実施されました。

なお、地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）は、制度創設時の1%分を除き、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

区分	税率	
	標準税率	軽減税率
消費税（国）	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% （消費税額の22/78）	1.76% （消費税額の22/78）
合計	10%	8%



申告と納税

〈譲渡割〉

当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告・納付します。

〈貨物割〉

消費税と併せて国（税関）に申告・納付します。

※ 申告については、消費税と地方消費税を併せて1枚の申告書で申告することができます。



都道府県間の清算

地方消費税は、国の消費税と併せて本店等の所在地に申告しますが、税の性格上、消費の行われた都道府県に帰属させる必要があります。

このため、都道府県間において、消費に関連する指標に基づき清算を行い、消費地と課税地の一致のための調整を行うことになっています。

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額 ※ 統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものは除外	2分の1
「人口（国勢調査）」	2分の1



市町村への交付

地方消費税の2分の1は、人口等の指標に応じて市町村に交付されます。市町村交付金の交付基準は、地方消費税の引上げ分について社会保障財源化されたことを踏まえて次のとおりとなっています。

引上げ前の従前分(1.0%)	人口（国勢調査）：従業者数（経済センサス基礎調査）＝1：1
引上げ分（1.2%）	全額人口によりあん分

茨城県からのお知らせ

インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）から、インボイス制度特設サイトをご覧ください。